

事業 優先順位		1	細事業：不動産評価審議会事業				整理 番号		01		
目的		・不動産を取得又は処分する時の価格を評定する審議会を円滑に運営すること。									
目標		適正な不動産評価により、公共用地を取得、処分する。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	不動産評価審議会規則					
事業費・財源	財源内訳		平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数		平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費（決算額）（千円）	166	227	-61		内訳	総コスト（千円）	1,899	1,893	6
		一般財源	166	227	-61			事業費	166	227	-61
		国府支出金	0	0	0			人件費	1,733	1,666	67
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり（円）	17	17	0	
			0				世帯あたり（円）	40	40	0	
			0				参 考	職員数（人）	0.20	0.21	-0.01
			0				再任用職員数（人）	0.10	0.00	0.10	
		今後の方向性		今後においても、不動産評価審議会を円滑に運営し、適正な価格で公共用地を取得、処分するよう努める。							
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	不動産評価審議会委員7名（外部委員2名及び市職員5名）						
	A	A	B								

事業：公共用地取得事業

1. 公共用地取得事業

公共用地となる不動産を取得又は処分する時の価格を評定する不動産評価審議会※を円滑に運営し、公共用地の取得又は処分について適正な事務執行を実施する。

※ **不動産評価審議会**

…市が取得又は処分しようとする不動産の価格を評定するために設置された審議会のこと。

細事業：不動産評価審議会事業

不動産鑑定士（2名）と市職員（5名）の7名の委員で構成する第三者機関の不動産評価審議会において、市の公共用地である不動産を取得又は処分するための不動産価格について審議し、評定した。

平成25年度においては、5回の不動産評価審議会を開催し、11件の案件を審議し、評定した。

なお、本細事業では、不動産評価審議会委員のうち不動産鑑定士資格を持つ専門委員の委員報酬とその委員に対する事前説明にかかる職員の出張旅費を支出した。

審議会開催月	案件数
平成25年4月	2
7月	1
8月	4
10月	2
平成26年2月	2
合 計	11

